

Ver 1.1

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	大阪府山野染工株式会社におけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業
プロジェクト 代表事業者名	山野染工株式会社 取締役社長 山野 敬一 印



提出日 2011年 8月31日

受理日 2011年 8月31日

最終版提出日 2011年11月7日

A : 参加者情報

プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	山野染工株式会社(ヤマノセンコウカブシキカイシャ)		
住所	堺市南区原山台 5 丁目 12 番 4 号		
代表者氏名	山野 敬一	担当者氏名	山野 敬一
担当者所属	該当なし	担当者役職	取締役社長
担当者 E-mail	yamano@muse.ocn.ne.jp	担当者電話番号	072-297-2933(代)
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表事業者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	山野染工株式会社(ヤマノセンコウカブシキカイシャ)		
住所	堺市南区原山台 5 丁目 12 番 4 号		
代表者氏名	山野 敬一	担当者氏名	山野 敬一
担当者所属	該当なし	担当者役職	取締役社長
担当者 E-mail	yamano@muse.ocn.ne.jp	担当者電話番号	072-297-2933(代)
プロジェクトでの役割	排出削減実施事業者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	財団法人大阪府みどり公社(ザイダンホウジンオオサカフミドリコウシャ)		
住所	大阪市中央区南本町 2 丁目 1-8 創建本町ビル 5 階		
代表者氏名	理事長 成相 成悦	担当者氏名	高見 勝重
担当者所属	環境チーム	担当者役職	参事
担当者 E-mail	takami@osaka-midori.jp	担当者電話番号	06-6266-1271
プロジェクトでの役割	オフセット・クレジット申請の技術支援、クレジットマッチング支援等		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社イースト・プロセス(カブシキカイシャ イーストプロセス)		
住所	京都府木津市州見台 7 丁目 16 番地6		
代表者氏名	代表取締役 東 清士	担当者氏名	東 清士
担当者所属	該当なし	担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	east-process@leto.eonet.ne.jp	担当者電話番号	0774-29-5033
プロジェクトでの役割	ボイラー管理に係る技術支援等		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	ディー・エフ・エル・リース株式会社(ディー・エフ・エル・リースカブシキカイシャ)		
住所	大阪市中央区伏見町 4 丁目 1 番 1 号		
代表者氏名	代表取締役社長 吉井 宏	担当者氏名	藤井 勝明
担当者所属	該当なし	担当者役職	事務部長
担当者 E-mail	kfujii@df-lease.co.jp	担当者電話番号	06-6232-2741
プロジェクトでの役割	ボイラー装置更新に係るリース支援等		

オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5	
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	
ダブルカウントの防止の措置※7	
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: _____ 山野染工株式会社 _____

<p>ダブルカウントの 防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p>■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	---

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の

- 主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
 - ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
 - ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
 - ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
 - ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
 - ※7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要①																										
B.1 プロジェクト活動	項目																									
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>1. 目的 山野染工株式会社ではボイラーの更新を行っているが設備投資費用が負担となり、更なる省エネ対策への取り組みが厳しい状況にある。このため、ボイラーの燃料代替をオフセット・クレジットとすることにより、今後の地球温暖化対策に係る設備投資の一部に充当する。</p> <p>2. 方法 灯油を使用するボイラーから都市ガスを使用する高効率ボイラーに転換することにより、化石燃料による CO2 排出量の削減を図る。</p>																									
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>熱効率の悪い灯油ボイラーを使用し、その蒸気を染色工場の染色機器等の設備に使用。</p>																									
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>灯油ボイラー（6 t/h、1 台 川崎冷熱工業株式会社製 KS-50）（昭和 61 年 12 月導入）（カタログ値ボイラー効率 88%）から都市ガス貫流ボイラー（2 t/h、3 台 三浦工業社製 SQ-2000ZS）（平成 20 年 1 月導入）（実測ボイラー効率 94%）に転換。高効率ボイラーの導入と灯油から都市ガスへの燃料転換により化石燃料による CO2 排出量を削減。 詳細は添付資料の通り。</p>																									
B.2 採用技術	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 （プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。（モニタリングに用いた機器は、最新のものに限りず全て記載すること））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器名</th> <th style="text-align: center;">メーカー名</th> <th style="text-align: center;">耐用年数</th> <th style="text-align: center;">導入時期</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ガス貫流ボイラ</td> <td>三浦工業製 SQ-2000ZS</td> <td>15 年</td> <td>平成 20 年 1 月 5 日</td> <td>設備容量 2t/h×3 台 =6t/h</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	都市ガス貫流ボイラ	三浦工業製 SQ-2000ZS	15 年	平成 20 年 1 月 5 日	設備容量 2t/h×3 台 =6t/h															
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																						
都市ガス貫流ボイラ	三浦工業製 SQ-2000ZS	15 年	平成 20 年 1 月 5 日	設備容量 2t/h×3 台 =6t/h																						
B.3 プロジェクト実施場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施事業所名</td> <td>山野染工株式会社</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 堺市南区原山台 5 丁目 12 番 4 号</td> </tr> </table>	実施事業所名	山野染工株式会社	住所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 堺市南区原山台 5 丁目 12 番 4 号																					
実施事業所名	山野染工株式会社																									
住所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 堺市南区原山台 5 丁目 12 番 4 号																									

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



概要



B : プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1	2008年1月5日～2023年1月4日(15年0ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※2	2008年4月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	345	308	343	340	345	1,681
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回						
B.8補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助金/有限責任中間法人都市ガス振興センター					
	補助金額 (申請額含む)	8,833,332 円					
	補助金の使途	ガスボイラー設備導入費用					
	補助対象年月日	2008年3月17日～ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 補助金支払確定通知書					
備考	<p>①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与えるる現在もしくは将来的なリスク要因を特定する ボイラー設備のメンテナンス不良</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) ボイラーメーカーとのオンラインメンテナンスとボイラー効率測定契約の締結</p>						

※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. E. <u>011 ver.1.3</u>
	方法論名称	ボイラー装置の更新・燃料転換
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	<p>灯油ボイラー(6 t/h、1 台 川崎冷熱工業株式会社製 KS-50)(昭和 61 年 12 月導入)、カタログ値のボイラー効率 88%から都市ガス貫流ボイラー(2 t/h、3 台 三浦工業社製 SQ-2000ZS) (平成 19 年 12 月導入)実測ボイラー効率 94%に転換。高効率ボイラーの導入と灯油から都市ガスへの燃料転換により化石燃料による CO₂ 排出量を削減。</p> <p>ボイラー効率が 88%から 94%に代わるので、既存よりも高効率である。</p> <p>既存ボイラーは更新により撤去するまで正常に稼働しその蒸気を染色工場で使用していたため継続使用可能な状態であり、故障や老朽化による更新ではない。</p> <p>更には、導入ボイラーは蒸気発生のみでありコージェネではない。</p>
	C.2.2 条件2	高効率ボイラーの導入と灯油から都市ガスへの燃料転換により化石燃料による CO ₂ 排出量を削減。
	C.2.3 条件3	ボイラーは蒸気発生に使用し、発生させた蒸気は全て染色工場の染色機器等で使用している。

	<p>C.2.4 条件4</p>	<p>【投資回収効果】</p> <p>○ 投資回収年数は約 35 年となり、本プロジェクトの採算性はない。</p> <p>= (ボイラー設置・入替工事費 26,500 千円 - 補助金 8,834 千円) / 燃料代削減費 500 千円/年</p> <p>≒ 35 年</p> <p>・ ボイラー設置・入替工事費 26,500 千円、補助金 8,834 千円</p> <p>【代替前】</p> <p>・ 2008 年度の都市ガスの年間消費量 439.8 千 m³/年 (75.48*円/m³)</p> <p>・ 2008 年度の年間灯油消費量(kl/年)</p> <p>= 都市ガス消費量 × 補正係数 × 更新ボイラー効率 × 都市ガス熱量 ÷ 灯油熱量 ÷ 既設ボイラー効率</p> <p>= 439.8 千 m³/年 × 0.9571 × 84.6% × 44.8GJ/千 m³ ÷ 36.7GJ/kl ÷ 83.6% = 520.0kl/年</p> <p>・ 年間の灯油代 ⇒ 33,696 千円/年 (520.0kl/年 × **64.8 円/L)</p> <p>* 2010 年 5 月から 2011 年 4 月の実績値</p> <p>** 2010 年 4 月から 2011 年 3 月の実績値 (卸値: 石油情報センター調べ) (当社の 2007 年までの実績では卸値の価格で購入)</p> <p>【代替後】</p> <p>・ 都市ガス年間消費量 (平成 20 年度実績) 439.8 (千 m³/年)</p> <p>⇒ 439.8 (千 m³/年) × 75.48 千円 = 33,196 千円</p> <p>【投資回収効果】</p> <p>・ 33,696 千円/年 - 33,196 千円/年 = 500 千円/年</p>
--	------------------	--

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 353 1316 548"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 353 703 398">該当する</th> <th data-bbox="703 353 922 398">準拠の説明</th> <th data-bbox="922 353 1316 398">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 398 703 450"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 398 922 450">全く準拠しない</td> <td data-bbox="922 398 1316 450"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 450 703 501"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 450 922 501">一部準拠しない</td> <td data-bbox="922 450 1316 501"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 501 703 548"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 501 922 548">全て準拠する</td> <td data-bbox="922 501 1316 548"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 熱効率の悪いボイラーでCO2 排出係数の大きい灯油を使用していた。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特になし</p>												
	<p>C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定</p>	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること) 特になし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特になし</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特になし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p>												

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他																																													
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 20%;">該当しない</th> <th style="width: 30%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>■具体的に*: ばい煙発生施設設置届</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>□具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>■具体的に*: ボイラー設置届、危険物貯蔵所廃止届</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>労働安全衛生法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>■具体的に*: ボイラー廃止報告書 小型ボイラー設置報告書</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: ばい煙発生施設設置届	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:	9	消防法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: ボイラー設置届、危険物貯蔵所廃止届	10	労働安全衛生法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: ボイラー廃止報告書 小型ボイラー設置報告書
		該当しない	該当する																																										
1	大気汚染防止法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: ばい煙発生施設設置届																																										
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	□具体的に*:																																										
9	消防法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: ボイラー設置届、危険物貯蔵所廃止届																																										
10	労働安全衛生法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: ボイラー廃止報告書 小型ボイラー設置報告書																																										
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p>																																												
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p>																																												